

〈研究ノート〉

弁官宣旨と上卿

はじめに

今回、これまでの私の太政官制を扱った一連の研究を補足する一文を発表する。私はかつて、二本の論文⁽¹⁾を通じて十世紀前半の太政官制の変質に大きな意味があると説いた。

その変質は、中納言以上から成る上卿が各々、責任をもって太政官の政務を分担し、太政官の命令が、その上卿が弁官を通じて発する宣旨で出される形をつくるものであった。これによって、「公式令」にもとづく公式様文書にかわって、より簡略な宣旨などの公家様文書がひろく用いられるようになった。

このような上卿による国政の分担は、律令の条文通りの運用からはずれているが、けっして律令の原則をはなれたものではない。つまり、律令太政官制の最終的な機構改革が、十世紀前半に行われて、摂関期つまり十一世紀なかばごろまでその形がうけつがれた。

武光 誠

ついで、院政期つまり十一世紀末以降、第二の大きな国政改革がなされ、型通りの太政官の政務運用は重んじられなくなった。

つまり、それにかわって陣定⁽¹⁾ついで院評定⁽²⁾といったそのときの実質上の力関係のうえにたつ機構が国政を握るようになるのである。そして、太政官政治は形式化するが、おおむね十世紀前半の形のまま中世にうけつがれていく。

ここに述べた見通しは、太政官制の成立についての私の一連の研究と一体のものである。大和朝廷では、畿内の有力豪族の集団が政治を動かす形がとられていた。七世紀に、かれらは大夫の地位につき政務を分担したが、七世紀末にその形を唐の官制に近づける形で太政官制が完成していった。

それ以後、律令にもとづいて国政が運営されることになったが、有力豪族のあいだには唐風の官制より大和朝廷以来の慣行を重んじる発想がよかった。それが、太政官政治の運営方法

をしだいに變えて、上卿による国政の分担や、弁官をつうじた宣旨の発行の方式をうみ出した。

十世紀前半の太政官制の變質を論じた小稿が出されたのちに、太政官の政務や宣旨のありかたを扱った興味深い研究がいくつか出された。⁽³⁾ 今回そういったものをふまえて私見をまとめなおすことにする。そして、それは近年私が発表した少納言を扱った研究⁽⁴⁾と深くかかわるものである。

十世紀前半に、太政官の命令の多くは弁官と史がかかわる弁官宣旨で発せられている。また、本来なら少納言の下役であるべき外記がそのころ太政官の事務官として先例の調査などに大きな働きをしている。つまり、公卿、弁官、史、外記以外の太政官四等官、少納言だけが浮いた形になっているのである。

ゆえに、少納言のありかたの中に、以下の考察をすすめる上での重要な鍵がある。これからいねいに述べるように近年の諸研究により、十世紀前半の太政官制の變質の前史が明らかになった。しかし、それらの中に多様な例をあげることにより本質的なものを見落としたものや、儀式上のものと実質的なものとを混同したものがあはしないか。

以下、近年の諸研究を見なおしつつ、十世紀前半の太政官政治の變質の意義を考えていこう。

一、弁官宣旨の役割

前に発表した私見⁽⁵⁾と異なる立場から、宣旨に関して早川庄

八氏⁽⁶⁾と吉川真司氏⁽⁷⁾が興味深い説を発表している。この二説を紹介し、それに批判を加えることをつうじて、弁官宣旨が作られた意味がより明らかになると考えられる。本題に入る前に、私の立場を明らかにしておこう。私は、十世紀前半にそれまでの公式様文書に加えて公家様文書が正式な朝廷の文書として用いられるようになる点が重要だと考えている。

「大宝律令」が施行されたあと、公式様文書が朝廷の正式な文書として扱われたが、そのときの朝廷に非公式な文書があつて当然である。そして、非公式なさまざまな文書の中から九世紀はじめに外記宣旨があらわれ、さらに十世紀前半に弁官宣旨が太政官の命令をつたえる文書としてひろく使われるようになる。

つまり、十世紀前半の弁官宣旨の出現が一つの区切りをなすものであり、それ以前の多様な朝廷の非公式な文書のありかたは、大して重要ではない。この点を見落としてはならない。ところが、多くの朝廷の非公式な文書を上げていくと、十世紀前半の重大な変化を見すごすことになってしまう。

早川庄八氏の説には、このような疑問がある。氏は「宣旨は施行文書でも下達文書でもない。それは音声の世界、口頭伝達の場合で、命令をうけた者が、うけた命令をそのまま書き記した書類である⁽⁸⁾」と結論する。

これまで太政官の命令を弁官がつたえるためにつくったとされてきた宣旨の中に、施行文書でも下達文書でもないものがあ

り、八世紀の正倉院文書の中にも宣旨があると、早川氏はいう。このような発想は、余計な多様なものを弁官宣旨とひとまとめにして扱ったことから生じたものではあるまいか。

早川氏は、『朝野群載』巻十二内記におさめる一つの文書をみて、宣旨を太政官の命令をつたえる施行文書とする見解に疑問をもったという。⁹それは、「奉^レ位記宣旨書様^二」という内容を内記につたえるものである。確かに、それは、大納言か中納言が大内記に宣旨作成を指示するものであって、大内記がその文書を根拠に誰かに命令することはない。大内記が記す位記は、これとは別につくられる。つまり、この文書が宣旨であるならば、すべての宣旨が施行文書であるといえなくなる。

しかし、その文書は明らかに弁官宣旨と異なる性質の文書である。大臣や大納言、中納言の命令を弁官がうけ、弁官もしくは史がそのことを記す文書をつくる。そして、その文章を弁官もしくは史からうけ取った者は、文書に記された権利を与えられるか、文書に記された行為を行なわねばならなくなる。これが弁官宣旨である。

早川氏があげた大内記あての位記の文書は、上卿と内記との間でかわされるだけのものである。ところが、弁官宣旨は弁官にとどめられるものではなく、上卿から弁官を通じて外部のものに与えられる文書である。

『新任弁官抄』には、つぎのような文書がいくつか出てくるが、それは弁官宣旨ではない。上卿(中納言)から弁官(右少

弁)に出されて弁官でとどめられる文書である。

宣旨。

掃部寮申請某事。在^二統文^一。

仰^下任^二統文^一依^レ請。

右早可^レ被^二下知^一之状如^レ件。

月 日 中納言

右少弁殿

平安時代後期には、政務上の連絡のためにこのような文書が多くつくられていたが、それは弁官宣旨とは別のものである。

これをうけた右少弁が、中納言の「宣」を記す掃部寮あての弁官宣旨を新たに記すことになる。つまり右にあげた文書は用がすめば不要になり、新たに記された弁官宣旨が太政官の命令を施行する文書になる。

もっとも早川氏自身も、すべての宣旨が施行文書、下達文書ではないと言っているわけではない。氏は、時代が降るにしたがい「宣旨がそのまま当事者に¹⁰発給^二されるにいたる。特に下弁官宣旨の場合にその傾向が強い」と記している。

宣旨が発給されることは、人びとが、弁官から宣旨という文書を下されることが太政官の命令をうけたことをあらわすと考えるようになったことに対応する。そして、平安時代後期から

中世にかけてつくられたきわめて多くの弁官宣旨が、寺社や公家でたいせつに保管されたことは、宣旨を施行文書として用いることが、時代が降ったさいに生じた例外的出来事ではないことを示している。

ゆえに、弁官宣旨の出現を一つの転換として重視すべきである。岡野浩二氏⁽¹¹⁾や森田悌氏⁽¹²⁾の研究によって、近年、弁官宣旨の出現が九世紀なかばまでさかのぼることが明らかにされている。それでも、十世紀前半に太政官政治のありかたがかわったことにより、多くの弁官宣旨が発せられるようになったとする見通しは有効であろう。

早川庄八氏は、宣旨の範囲をきわめて広くとっている。たとえば、宝龜四年（七七三）三月五日太政官符（『大日本古文书』二二卷二八〇頁）を紹介し、それがつくられた背後に官符の内容を内臣から弁官につたえられた宣旨があったという⁽¹³⁾。

このようなみかたにたつと、宣旨の定義をどこまでも拡大していかねばならなくなる。公的権力をもつ人間が発した文書や、かれの言葉を覚え書きにしたものが、すべて宣旨になる。そうすると、「大宝律令」の施行とともに宣旨が出現したことになり、さらに宣旨の起源は律令制以前の大和朝廷の中に求めねばならぬ。

「宣旨」の語がすべて、公家様文書の一つとしての整った形をもつ施行文書をあらわすものでないことを明らかにした点で、早川庄八氏の研究を高く評価する必要はある。しかし、それを

公家様文書の出現の歴史的意義を否定するものとしてとらえるべきではない。

十世紀末ごろの朝廷の政務のありさまを記した『西宮記』に、つぎのようにある。

依^二内外諸司、諸所々、諸寺、諸人、僧俗等、申請^一、所^レ下宣旨、其色目不^レ可^二計書^一。（中略）惣給^二官符、宣旨^一等事、皆悉以下^二弁官^一也。（卷^二臨時^二宣旨事^一条）

ここで、諸司や所々、諸寺、諸人、僧俗の申請をうけて太政官が命令を下すときには、すべて弁官から官符や宣旨を出す形をとると記されていることを軽んじてはならない。

弁官宣旨が重んじられるようになるのは、十世紀前半である。そのことは、それ以前に右にあげた『西宮記』のような形で宣旨の重要性を説く文献が見られないことからうかがえる。

確かに、奈良時代の「宣」の語を含む文書が多くのことされている。しかし、吉川真司氏⁽¹⁵⁾のように状態の宣文を平安時代の宣旨の原形とするのは、いかがであろうか。日本の官司に案巻をつくる複雑な唐の判がとり入れられず、官司内で決定権をもつ者の判が、日本で「宣」の語で表現されたと吉川氏はいう⁽¹⁶⁾。

この点は確かであるが、奈良時代の「宣」の語を含む文書の性格は、弁官宣旨のそれと異なる。吉川氏は宣旨の前身である状態宣文の例として、天平宝字四年（七六〇）の大師（藤原仲

麻呂)の宣にもとづく文書を上げている。それは、坤宮大疏が宣をうけて、一切経を写すための紙や墨などを造寺司主典に求めた文書(『大日本史料』一編一四卷三〇八頁)である。

しかし、このとき造寺司が坤宮官の管轄下にあったわけではない。さらに、坤宮大疏が大師の命令をつたえる職務を日常的にもっていたとも思えない。つまり、奈良時代にあつて表むぎの命令は公式様文書で出され、「宣」の語をもつ文書は官司間の管轄関係をはなれた表むぎでないものとして扱われたのである。

そうであつても、「宣」の語をもつ文書の形式が、八世紀なかばに生じた上卿が発する太政官符につらなり、その形の太政官符が弁官宣旨を派生させたことは確かである。

吉川真司⁽¹⁸⁾氏は、宣は判をあらわすとみたく、律令制下の日本で主典が口頭で公文を読み申し、それに判官以上の誰かが「宣」の形で決裁する政務が行われたという。しかし、それは『延喜式』にはじめてみえる形のもので、九世紀はじめの「弘仁式」以前にさかのほらないのではあるまいか。奈良時代には、万事を官司の長官が決定する律令官制の原則が重んじられていたようにも思える。

つぎに、近年の成果をとり入れつつ十世紀前半にいたる太政官の政務の変化をみていこう。

二、外記政から陣申文へ

律令太政官制の原則がしだいに崩れ、十世紀前半には律令のありかたと異質な上卿による政務の分担がとられるようになるが、この変化は徐々にすすめられた。元来、大納言と少納言とは、天皇の近臣の立場で左右大臣、弁官などの動きを牽制すべき役割にあつた。

しかし、早い時期から大納言は左右大臣と同質の官職であると考えられるようになった。そして、定員四人であつた大納言が定員二人になり、中納言三人がおかれると、左大臣、右大臣、大納言、中納言の四者は上下関係にある同質の官職として扱われるようになった。

つまり、上位の者をすべて欠くときは、中納言が左大臣の職務のある部分を分担し得るようになったのである。養老令制における少納言の権限の後退⁽¹⁹⁾は、その変化に対応するものであるが、左右大臣と大中納言の同質化が、のちの上卿による政務の分担につながることはまちがいない。

奈良時代末に、太政官の政務の変質のきざしがあらわれていた。公卿の内裏侍候がはじまり⁽²⁰⁾、参議以上に天皇と接する機会が与えられた。それによって、宝亀年間(七七〇—七八〇)ごろから、勅命をきくことの意義が低下した⁽²¹⁾。

これは、上宣制つまり公卿の「宣」の形で太政官が文書を出すことの広まりと対応するものである。吉川真司氏は、上宣は

筆頭公卿の宣を基本とするものであると考え、藤原永手の宣をうけた文書が連続する点に注目する。そして、上宣制が称徳朝にでき、それは申文刺文の作法と深くかかわるとする。⁽²²⁾

申文刺文とは、申文をまとめて文刺にはさんで上位の公卿や天皇にさし出し判断をおおぐことである。しかし、太政官が扱った。荷前のときは「入_レ筥」〔西宮記〕恒例第三十二月荷前事等条の形で、文書を奏聞した。

しかし、この時点で太政官の政務の大筋は令制の原則通りになされていることから、称徳朝の変化は、限られた儀式上のことにすぎないといえる。太政官の政務のより重要な変質は太政官の政務が内裏にもち込まれたことにより大幅に簡略化した九世紀はじめにみられると考えられる。その時期に政務が外記政の形をとるようになり、南所申文もつくられたこと⁽²³⁾で太政官政治は略式化したのである。

それと同時に外記宣旨がみられるようになるが、その例数は少なく重要事項を決定するものでもなかった。この時期に、太政官の命令を主に太政官符で発する原則が生きていた。

大隅清陽氏は、この時期に太政官が内裏に吸収されたのに対し、弁官が太政官曹司庁にとりのこされたことが外記宣旨の成立とかかわるとする。⁽²⁴⁾昇殿制も、太政官の政務の内裏への吸収によって生まれた。⁽²⁵⁾

外記政ではしだいに、その日に出仕した公卿の上位の者が政

務をとりしきるようになっていったと考えられる。しかし、令制の原則では太政官の政務は「総判」を職務とする左大臣か右大臣の責任でなされることになっていた。そして承和三年（八三六）四月二十七日に、はじめてこの原則が崩された。弁官は「見参中納言以上」に政を申せとする外記宣旨が出ている（『類聚符宣抄』巻六外記職掌条）。これは、左大臣、右大臣が関与せずに太政官の政務を処理しうる新たな形をつくるものであった。これによって上卿に相当する役割を、中納言以上の者なら誰でもつとめられるようになったと考えてよい。

この動きは、所々の整備と別当制の発展と並行するものであったと考えられる。太政官の政務が形式化、儀式化するとともに、天皇の家産職員の性格をつよくもつ所々が朝廷の政務の実質的な担い手になっていった。⁽²⁶⁾

九世紀前半に、天皇の身边に仕える殿上侍臣と近衛次将が所々別当となって以来、所々の重要性はきわめてゆっくりした形で拡大していった。九世紀末もしくは十世紀はじめにはじまる殿上所充は、所々が国政に欠かせないものになったことを示すものであろう。

撰関期には、撰政もしくは関白と、太政官を代表する一上、所々を治める蔵人所別当の三者を抑えてはじめて思うままに朝廷を動かせる力をもち得る形がとられていたのではないか。九世紀に発された早い時期の弁官宣旨の例の多くが俗別当が発したものであることは、⁽²⁷⁾別当制が政務の方式の革新をうみ出す斬

新たな制度であったことを物語るものであろう。

外記宣旨が日常的につくられ、弁官宣旨が必要に応じてつくられる形で、九世紀末に太政官の政務の簡略化がすすんでいたとして、その時期に南所申文に並行して陣申文も行われるようになった。『類聚符宣抄』巻六雜例条には、弁官の申政を「左近陣」で申さしめようとする元慶八年（八八四）五月九日の外記宣旨がある。

つぎに、以上のような流れのうえに、十世紀前半の太政官政治にどのような転換がなされたか考えていこう。

三、太政官政治の形式化

藤原忠平政権の時代を中心とする十世紀前半に、いく人かの大納言、中納言が上卿として国政を分担し、弁官宣旨がしきりにだされるようになった。そのことは、九世紀末ごろできた陣申文が国政の中心に位置づけられたことを意味する。

このことに関する、大隅清陽氏の興味深い指摘がある。⁽²⁸⁾ 九・十世紀の交に結政所が成立し、弁官の内裏への吸収が完了したことにより、十世紀以降、内裏で弁官宣旨がつけられるようになったというのである。このような、政務の内裏への持ちこみが、太政官の政務の簡略化をすすめる、陣申文や弁官宣旨を国政の中心におくことになったのであろう。

陣申文を核とする太政官政治は、摂関期つまり十一世紀なかばごろまでうけつがれるが、それは、十世紀なかば頃からしだ

いに形式化していった。『西宮記』巻二臨時二諸宣旨例条に、つぎのような興味深い記事がある。

諸宣旨例（中略）。

一、諸司・諸寺・所々別当事。

このあとに、上卿が勅をうけたまわって弁官に仰せて、別当の欠員を調べさせ、天皇とともに別当任命の定文をつくって弁官に給い宣旨を下すと記されている。弁官宣旨で扱う事項の最初に別当の任命がおかれることは、それが貴族層の大きな関心事であった事を物語る。『西宮記』の記事がまとめられた十世紀末に、所々が国政の重要な部分を握りつつあったのである。曾我良成氏が、陣申文などを扱った詳細な研究を発表している。その中で氏は、陣申文の衰退が陣定が国政の中心にくることにつながる点や、南所申文が陣申文をより簡略化したものであるとする点に関する私見を批判している。⁽²⁹⁾

しかし、曾我氏の論文をてねいに読んでいくと氏の説も私の見解も大筋でちがわないように思えてくる。曾我氏は、南所申文は大、中納言が上卿になり「申大中納言雑事」を処理し、陣申文は主に大臣が上卿をつとめて「申一上雑事」と南所で上に申せとされたものを扱う慣例があったという。⁽³⁰⁾

後者が前者より重要であることは確かであるから、摂関期ごろまで太政官が扱う大事は南所申文でなく陣申文にもち込まれ

たとみるのがよい。そして、当時の太政官の政務の大部分は諸司、諸国からの申請にもとづくものであるから、陣申文が太政官政治の核にあったといえる。

さらに、曾我氏は十二世紀後半以降の記録にみえる申文の儀礼化したありさまを記す記事を紹介する³¹。そして、奏事に政務処理の実質が移っていくことによって申文が衰退したという。

申文から陣定という評価は、ある面を強調したものであるが、申文から奏事へというみかたも一面的である。

しかし、大きな流れのうえでみれば、律令制の原則をふまえた陣申文の形をとる太政官の政務が院政期に衰えている。そして、それ以後は律令制の原理をはずれた形式の政務が公認され、天皇もしくは上皇（法皇）の側近の集団が政務を把握するようになることは確かである。院政期の陣定は、院の意向をうけた有力者が指導する集まりとしての性質をつよくもち、もはや公卿の合議の場ではなくなっていた。

その意味で、十一世紀はじめから官方、外記方、蔵人方といった名称がひろく用いられるようになることは注目される³²。これは、官方を握る大夫史、外記方を指導する大外記といった実務担当の下級官僚が重視されるようになったことを物語っている。

太政官の政務が形式化し、その権限が実務担当者に移りつつあったのである。やがて、官務家と局務家とが、太政官の政務のかなりの部分を請負う形がつくられていく。

撰関期の陣定で、真剣に国政の審議がなされたことは確かである³³。しかし、当時の太政官の組織の中に地方政治を直接把握しうる機構がない。地方政治を国司（受領）に委ねる形をとる以上、太政官はしだいに国政からはなれていき、やがて受領層を院近臣として組織した院庁に主役を譲らねばならなくなる。

つまり、十世紀前半から十一世紀なかばにかけての時期は、太政官政治がその実質を保ち得た最後の時代であったと評価できる。

むすび

屋上屋をかさねるように、前に発表した私見を補う考察をすすめてきたが、十世紀前半の太政官制の変質についての私の見通しは、おおむねもとのままでかわらないように思われる。

「律令」に規定された太政官の政務は、少しずつ簡略化されていき、最後は中納言以上から成る上卿が政務を分担し、弁官宣旨を用いて太政官の命令を出す形になった。今回、先学の業績を手がかりに、そのような変質がすすめられた過程を、多少でも明らかにできたことは幸いである。

大きな流れでみれば、大和朝廷はその発足以来、有力豪族の連合政権としての性格をもちつづけた。これを、畿内政権としてとらえる学者も多い。

七世紀はじめごろ、有力豪族の合議が国政をになう大夫制がつくられた。そして、孝徳朝から「大宝律令」制定にいたる政

治改革の背後に、合議を重んじる大夫勢力があった。

唐の律令は、皇帝の専制のもと官僚制を指向する法であった。そのため、律令制の受容は天皇専制につながるものといえた。しかし、日本では唐の官制がそのまま入り入れられず、唐のものを崩した太政官制が考案された。

それは、天皇専制と貴族制との二つの方向性をあわせもつものであったが、令制の原則では左大臣、右大臣に太政官政治のすべての権限を集中する形がとられていた。これは、天皇が自分の気にいった者を左大臣や右大臣に任命し、貴族層全体の意向に反する政治を行なう可能性をのこすものであった。そのため、しだいに貴族層の手で、太政官政治が貴族政治にあうものにかえられていった。これの行き着いたところが、上卿による国政の分担の形であるといえる。これは貴族の代表者から成る公卿による合議で政治を動かしていこうとする考えによってつくられた。そして、それによって公卿は形式の上でも国政全般を把握することになった。

太政官政治の大きな流れはこのようになるが、太政官政治の行きついたところの先に、それと異なる原理にたつ院の専制のものとの院政がうみ出されたことは興味深い。

註

(1) 武光誠「奈良・平安時代の太政官政治と宣旨」(土田直鎮

先生還暦記念会編「奈良平安時代論集」下巻、吉川弘文館刊、一九八四年)・「摂関期の太政官政治の特質」(『ヒストリア』一〇六、一九八五年)。

(2) 武光誠「彈正台と中国の御史制度」(『日本歴史』三五八、一九七八年)・「律令太政官制の形成」(武光誠「日本古代国家と律令制」、吉川弘文館刊、一九八四年)・「神祇官と太政官との関係」(武光誠「律令太政官制の研究」、吉川弘文館刊、一九九九年)。

(3) 曾我良成「王朝国家期における太政官政務処理手続について」(坂本賞三編「王朝国家国史の研究」、吉川弘文館刊、一九八七年)・吉川真司「奈良時代の宣」(『史林』七一―四、一九八八年のち「律令官僚制の研究」後掲所収)・早川庄八「宣旨試論」(岩波書店刊、一九九〇年)・大隅清陽「弁官の変質と律令太政官制」(『史学雑誌』一〇〇―一一、一九九一年)・吉川真司「申文刺文考」(『日本史研究』三八二、一九九四年のち「律令官僚制の研究」後掲所収)・吉川真司「上宣制の成立」(吉川真司「律令官僚制の研究」、塙書房刊、一九九八年)。

(4) 武光誠「大宝令制少納言の成立」(『明治学院大学一般教育部付属研究所紀要』二二、一九九八年)・「監物と太政官制」(武光誠「律令太政官制の研究」、吉川弘文館刊、一九九九年)・「太政官の判官について」(『明治学院大学一般教育部付属研究所紀要』二三、一九九九年)。

(5) 武光誠「奈良・平安時代の太政官政治と宣旨」(註(1)書)。

(6) 早川庄八「宣旨試論」(註(3)書)。

(7) 吉川真司「奈良時代の宣」(註(3)書)。

- (8) 早川庄八『宣旨試論』(註(3)書)三九一頁。
- (9) 早川庄八『宣旨試論』(註(3)書)四頁。
- (10) 早川庄八『宣旨試論』(註(3)書)二二一頁。
- (11) 岡野浩二「九、十世紀の官宣旨」、『日本史研究』三八七、一九九四年)。
- (12) 森田悌「官宣旨の初見と召物官宣旨」(『国書逸文研究』二五、一九九二年)。
- (13) 早川庄八『宣旨試論』(註(3)書)二〇九頁。
- (14) 早川庄八『宣旨試論』(註(3)書)三九一頁。
- (15) 吉川真司「奈良時代の宣」(註(3)書)一九一頁。
- (16) 吉川真司「奈良時代の宣」(註(3)書)二〇三頁。
- (17) 吉川真司「奈良時代の宣」(註(3)書)一九一頁。
- (18) 吉川真司「奈良時代の宣」(註(3)書)二〇五頁。
- (19) 武光誠「大宝令制少納言の成立」(註(4)参照)。
- (20) 吉川真司「律令時代の女官」(女性史総合研究会編『日本女性生活史』一、東京大学出版会刊、一九九〇年)のち「律令官僚制の研究」前掲所収一〇二頁。
- (21) 古市晃「律令制下における勅命の口頭伝達について」(吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房刊、一九九八年)三九五頁。
- (22) 吉川真司「上宣制の成立」(註(3)書)二九〇頁。
- (23) 吉川真司「申文刺文考」(註(3)書)二四六頁。
- (24) 大隅清陽「弁官の変質と律令太政官制」(註(3)書)一七頁。
- (25) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(青木和夫先生還暦記念会編

- 『日本古代の政治と社会』、吉川弘文館刊、一九八七年刊)参照。
- (26) 今正秀「王朝国家における別当制と政務運営」(『史学研究』一九九、一九九三年)・佐藤全敏「所々別当制の特質」(『史学雑誌』一〇六一三、一九九七年)参照。
- (27) 岡野浩二「九・十世紀の官宣旨」(註(4)書)六三頁。
- (28) 大隅清陽「弁官の変質と太政官制」(註(3)書)三三頁。
- (29) 曾我良成「王朝国家期における太政官の政務処理手続について」(註(3)書)。
- (30) 曾我良成「王朝国家期における太政官の政務処理手続について」(註(3)書)一六〇頁。
- (31) 曾我良成「王朝国家期における太政官の政務処理手続について」(註(3)書)一六八頁。
- (32) 中原俊章「平安中後期の官人」(『歴史評論』五五九、一九九六年)参照。
- (33) 大津透「撰関期の国家構造」(『古代文化』四八一二、一九九六年)・大津透「撰関期の陣定」(『山梨大学教育学部研究報告』四六、一九九六年)参照。